

## 【オーストラリア】 立法法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

\* 連邦の法令管理に関する法律のひとつである下位法令法を大幅に改正して、名称も立法法とした。

### 1 法律の制定

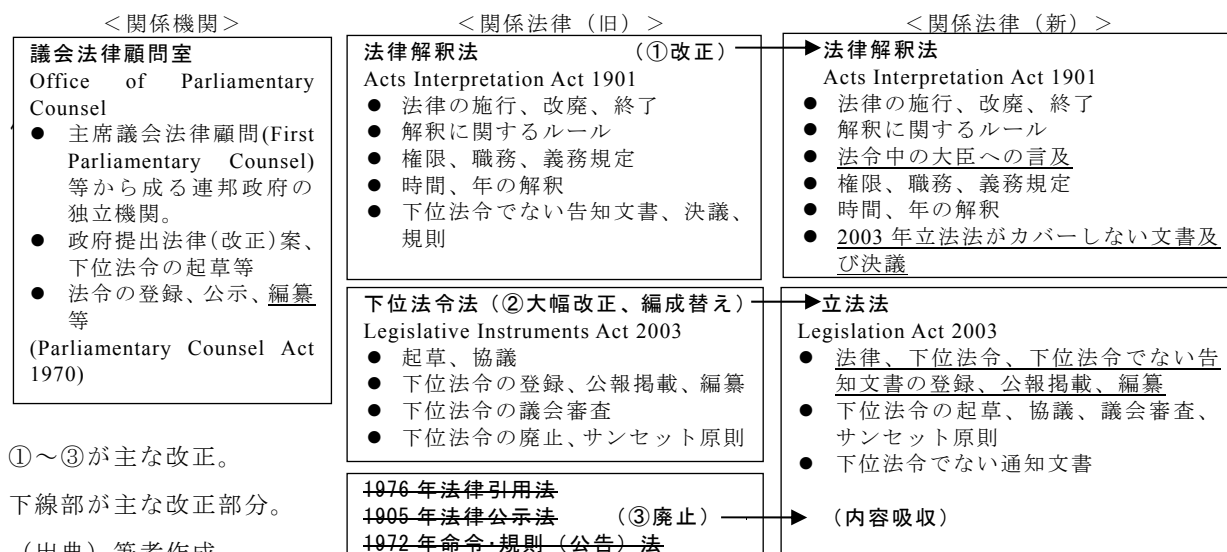
「2015年法律及び下位法令（枠組み改革）法案」(Acts and Instruments (framework Reform) Bill 2015) が 2014年10月22日に下院に提出され、同年12月2日に通過、2015年2月12日一部修正されて上院を通過、上院修正案に下院が同意して、同年3月5日に裁可された（主要部分の施行は2016年3月5日より遅くない日。以下「枠組み改革法」という。）。その後、この改正により改正を要する201の法律の関連規定の一括改正法案が2015年6月25日に下院に提出され、同年8月18日通過、同19日に上院を通過して、同年9月10日に裁可された（主要部分の施行日は枠組み改革法と同じ）。

枠組み改革法は、①「2003年下位法令法」(Legislative Instruments Act 2003)の大幅改正、②1901年法律解釈法等51の法律の改正、③1976年法律引用法、1905年法律公示法、1972年命令・規則（公告）法の廃止とその内容を①に吸収することを主な内容とし、下位法令法を、名称も「2003年立法法」(Legislation Act 2003)に一新して、法律、下位法令、下位法令でない告知文書等も含め法令全体について、その管理（制定、改廃、公示、解釈に関する共通ルール、手続き等）をシンプルで統一された体系のもとに再編するものである。

### 2 法令管理に関する法体系と今回の改正

法令管理に関する法律の目的は、国民に明晰で容易なアクセスを保証することであるが、同時に、法令を制定・改廃・運用する者に対する指針を提供することでもあると認識されて

図 法令管理に関する主な法律と内容



①～③が主な改正。

下線部が主な改正部分。

(出典) 筆者作成。

いる（実務的な便宜のためにハンドブック（Legislative Instruments Handbook）も作成・公開されている）。その主な法律と今回の改正による変化を簡単に図に示した。

### 3 改正の主な内容

法律で規定される形式上の法令管理の構造が再編されるほか、技術的な内容の改正も行われた。

(1) 「下位法令」(legislative instruments) の定義 これまでの定義では、「立法的性格を有し、連邦議会により委任された権限の行使として作成されるもの」とし、立法的性格 (legislative character) とは「法の内容の決定・変更、法的利益への影響、権利・義務の創設、権利・義務への影響等の直接間接の効果を持つもの」と規定されていた。枠組み改革法では、この「立法的性格」という用語を同義反復的であるとして廃止し、下位法令を「具体的法律が命令等で何らかの事項を行う権限を与えている」場合など細かく列挙することとした。もっとも、これによって下位法令の実質的範囲が変化するということはなく、明晰性を確保する趣旨であるとされている。

(2) 下位法令ではない告知文書 (notifiable instruments) も連邦公報に登録される 文書で行うよう法律で定められている指名などが告知文書の典型例であるが、法的効果の違いから見ると、下位法令は、議会に提出し、上下両院の拒否権に服し、基本的に登録後 10 年で自動的に削除される (サンセット原則) ものであるのに対し、告知文書の類はこれに当たらない。しかし、国民のアクセスの便宜を考慮して、公報に登録されるべきであるとされた。

(3) 主席法律顧問の法令編集上の改変権限 法律と下位法令を編纂するに当たり、編集上の改変を加える権限を、その内容を変えないことと改変の内容を告示することを条件に主席法律顧問に与えた。ある法律の規定が改正された際のその規定の見出しなど 18 の改変できる事項が列挙されている。

(4) 法律等における「大臣」「省」の解釈ルール 法令で大臣や行政省の権限や義務を規定する際に、名称を特定せず単に「大臣は」「省は」と規定する例が多い。また、特定の大臣や省を規定していても、その後の大臣職や省が改廃されることがある。大臣職の名、政府の任務の大臣間の配分、行政省の編成は、政権の裁量と考えられており、法律ではなく政権発足時等に命令 (Administrative Arrangements Order) で定められることが背景にある。当該権限・義務規定が、時の政権においてはどの大臣や行政省に当たるかについて、解釈ルールを統一して明晰に解釈できるようにした (法律解釈法の改正)。

(5) 枠組み改革法の運用について 5 年後にレビューを行う 上院修正で挿入されたもので、政府、下院とも同意した。

参考文献 (インターネット情報は 2015 年 10 月 19 日現在である。)

・連邦議会の法案サイト <[http://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/Bills\\_Search\\_Results/Result?bId=r5364](http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5364)>